

令和8年3月 西之表市農業委員会定例総会 議事録

1. 開催日時 令和8年3月26日(木) 10時00分開会

2. 開催場所 西之表市役所 議会棟3階 第3委員会室

3. 出席委員 14名

職名	議席番号	氏名	職名	議席番号	氏名
会長	4番	脇田 峰生	委員	7番	入鹿山 君徳
職務代理者	11番	中村 裕臣	委員	8番	窪田 良二
委員	1番	河本 アツミ	委員	9番	鮫島 貞人
委員	2番	鮫島 繁樹	委員	10番	深田 広文
委員	3番	日高 仙三	委員	12番	日笠山 昭代
委員	5番	中村 逸夫	委員	13番	古田 新一
委員	6番	山下 正	委員	14番	名越 直樹

4. 欠席委員 0名

5. 議事日程

- 第 1 議事録署名委員の指名
- 第 2 報告第2号 合意解約等について
- 第 3 議案第11号 農地法第3条の規定による許可について
- 第 3 議案第12号 あっせんについて
- 第 4 議案第13号 農用地利用集積等促進計画策定に係る意見について
- 第 5 議案第14号 令和8年度標準農作業料金表について
- 第 6 議案第15号 令和8年度最適化活動の目標設定について

○事務局

おはようございます。

本日は榕城下方担当、伊関担当、住吉担当、古田担当、現和担当、立山担当推進委員から欠席の届け出が出ています。

それでは、定刻、定足数に達していますので、これから令和8年3月農業委員会定例総会を開会します。

なお、会議中は携帯電話の電源をお切りになるかマナーモードに設定をお願いします。また、退席する時は、議長の許可をもらってから退席してくださいませようお願いします。

それでは、開会にあたり会長にご挨拶いただき、その後、議事進行をお願いします。

○会長

改めまして、皆さんおはようございます。

令和8年3月西之表市農業委員会定例総会の開催につきまして、案内をしましたところ、委員、推進委員の皆様にはご出席をいただき、誠にありがとうございます。

さて、いよいよ令和7年度も今日入れてあと6日となりました。委員の皆様には、農業委員会という組織の一員として、農地法に基づく業務と農地利用の最適化活動にがんばっていただいています。

農地法に基づく業務と農地利用の最適化について、農業委員会の役割は大変重要な責務を担っています。本市の農業振興を図るためにも、今後ともがんばっていただければと思います。

また、暖かくなってきましたけれども、昼と夜の温度差がまだかなりありますので健康管理には十分注意していただきたいと思います。

雨不足で、田植えがなかなか進まない状態にあって、この2、3日の雨で少しは田植えが進むかなと安心しているところです。

簡単ですけれども、挨拶とします。

また、本日は議事運営がスムーズにいきますよう皆様のご協力よろしく申し上げます。

○議長

それでは本日の会議を開催します。

本日の日程は配付しています日程のとおりです。

まず日程第1、西之表市農業委員会会議規程第10条に規定する議事録署名委員の指名を行います。6番 山下委員、7番 入鹿山委員を指名します。

次に、日程第2、報告第2号「合意解約等について」です。

事務局の報告を求めます。

○事務局

日程第2、報告第2号「合意解約等について」を報告します。資料は1ページです。

今月の合意解約は1番から5番の5件で、台帳現況地目畑7筆、面積9,799平米の合意解約がありました。

以上で報告を終わります。

○議長

続きまして日程第3、議案第11号「農地法第3条の規定による許可について」を

議題とします。議案説明を求めます。

○事務局

日程第3、議案第11号「農地法第3条の規定による許可について」を説明します。
資料は2ページから3ページです。

今月は1番から5番の5件で、所有権移転2件、賃借権設定3件の申請がありました。

1番です。下西校区川迎地区です。現況地目畑の6筆で面積5,075平米を経営拡大によって賃借権設定するものです。

2番です。安納校区軍場地区です。現況地目畑の1筆で面積1,498平米を贈与によって所有権移転するものです。

3番です。上西校区栢之峯地区です。現況地目畑の2筆で面積8,381平米を経営拡大によって賃借権設定するものです。

3ページです。

4番です。榕城校区本立地区です。現況地目田の1筆で面積847平米を経営拡大によって所有権移転するものです。

5番です。榕城校区牧之峯地区です。現況地目畑の2筆で面積11,717平米を経営拡大によって賃借権設定するものです。

以上で説明を終わります。

○議長

ただ今、事務局から説明がありました。続いて担当委員からの報告をお願いします。
まず、整理番号1番について11番をお願いします。

○11番委員

11番です。「農地法第3条の規定による許可について」を報告します。
整理番号1です。

3月25日午前9時から借り人、担当推進委員とともに現地調査を行いました。

現地は下西校区川迎地区のMから南に200mほど進んだ圃場です。現地は6筆ですが、2枚の圃場となっていて、現在、牧草が作付けされていました。

借り人は、知り合いが借りていた畑を返したということを知り、この圃場を借りることを決めたそうです。借り人は、畜産とサトウキビを中心とした若手の農家で、経営技術もあり、機械等も揃っていることから、許可相当と意見の一致をみました。

貸し人には電話にて確認をしました。

以上です。

○議長

続きまして整理番号2について、3番委員をお願いします。

○3番委員

3番です。

3月22日の朝8時から譲受人、担当推進委員立ち会いのもと現地調査を行いましたので報告します。

譲渡人に関しましては、自宅に訪問して確認を取っています。

農地の場所は、軍場地区のTの工場近くの農道沿いの農地になります。譲渡人と譲受人は兄弟関係で、譲渡人の体調が悪く離農したということで、今回の申請になって

います。現在は牧草が植え付けられています、その後、譲受人が安納イモを植え付けるということでした。双方確認をし、申請どおり間違いありませんでした。以上です。

○議長

続きまして、整理番号3番について12番委員お願いします。

○12番委員

12番です。議案第11号、整理番号3について報告します。

3月24日、貸し人及び担当推進委員立会いのもと現地調査を行いました。

借り人とは電話で聞き取り調査を行っています。

借り人は下西校区若宮地区在住の主に畜産とサトウキビを作付けする若手の農家です。

申請地は、借り人の親が貸し人と知人で、以前から借りて作っていましたが、借り人が経営拡大のため正式に借り受けたいということで今回の申請となりました。現在はサトウキビを収穫した後で、引き続きサトウキビを作るとのことでした。

これまでの経緯を踏まえ、何ら問題はなく、許可相当と考えます。

以上、ご審議よろしくをお願いします。

○議長

続きまして、4番、5番について、14番委員お願いします。

○14番委員

14番です。整理番号4番について報告します。

3月21日9時30分、私と担当推進委員、譲受人立会いのもと、現地調査を行いました。

場所は本立地区の田んぼでここ1年、作付けはしていない状態でした。今回申請の田の隣に譲受人の田んぼがあるのですが、現状が湿田のため、排水工事が必要になるようで、排水工事を機に田の拡大をたく、今回の申請となったようです。

譲受人は現在、4反の米を作付けしていて、農業技術もあり、農業機械トラック等一式揃っています。

譲渡人とは電話で申請内容に間違いがないとの確認が取れ、また、排水工事によって新たに田として再利用することから見ても、許可相当と考えました。

整理番号5番です。

3月21日10時、私と担当推進委員で現地調査を行いました。

場所はあっぱ〜らんど近くの畑で、現状はトラクターを入れていつでも耕作できる状態になっていました。

借り人は、現在、酪農を営んでいて、牧草の作付けをたく今回の申請となったようです。経営の歴史も長く、農業技術もあり、大型の機械等も一式揃っています。

借り人との立会いはできませんでしたが、電話で申請内容に間違いがないとの確認が取れ、また、貸し人も電話で申請内容に間違いがないと確認が取れたことで、許可相当と考えました。

ご審議よろしくをお願いします。

○議長

ただ今、担当委員から報告がありました。

この件につきまして皆さんから質疑等ありましたら挙手でお願いします。

○国上担当推進委員

5番についてですが、貸し人が市長になっていますが、市長に確認をしたのですか。

○14番委員

14番です。

貸し人は市長となっていますが、市役所の財産監理課の担当の方と話をしました。

○議長

他にありませんか。

(挙手無し)

○議長

無いようですので質疑を終了し、議案第11号「農地法第3条の規定による許可について」の採決をします。

原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議長

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、「農地法第3条の規定による許可について」は許可することに決定しました。

続きまして、日程第4、議案第12号「あっせんについて」を議題とします。

議案説明を求めます。

○事務局

日程第4、議案第12号「あっせんについて」を説明します。

資料は4ページから5ページです。

今月の申し出は4件です。

1番です。「貸したい」の申し出です。場所は榕城校区上之原町地区の3筆です。希望等については特にありません。現在、バンク法によって貸付け中で貸付期間満了日が令和8年5月31日です。

あっせん委員は、4番 脇田委員と14番 名越委員をお願いします。

2番です。「売りたい」の申し出です。場所は安城校区平山地区の4筆です。希望等については、買い手がいない場合は賃借でも可とのこと。

あっせん委員は7番 入鹿山委員と9番 鮫島貞人委員をお願いします。

5ページです。

3番です。「貸したい」の申し出です。場所は上西校区池之久保地区の1筆です。希望等については、賃借料を年25,000円程度で希望しています。

あっせん委員は12番 日笠山委員と4番 脇田委員をお願いします。

4番です。「貸したい」の申し出です。場所は榕城校区本立地区の3筆です。希望等については、賃借料を標準額での設定を希望しています。

あっせん委員は14番 名越委員と4番 脇田委員をお願いします。

以上で説明を終わります。

○議長

ただ今、事務局から説明がありました。ただ今の説明に対して、質疑・意見はあり

ませんか。

(挙手無し)

○議長

無いようですので、あつせん委員になられた方はよろしくお願ひします。

続きまして日程第5、議案第13号「農用地利用集積等促進計画策定に係る意見について」を議題とします。

議案の説明の前に「35ページの5番」は、10番委員が借り手となっています。農業委員会法第31条の「議事参与の制限」の規定によって、10番委員は議事に参与できません。

従いまして、議事の進行上、「農用地利用集積等促進計画策定に係る意見について」のうち「35ページの5番」以外を先に審議し、その後、「35ページの5番」を審議したいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

○議長

それではまず、議案第13号「農用地利用集積等促進計画策定に係る意見について」の議案説明を全部通してお願ひします。

○事務局

日程第5、議案第13号「農用地利用集積等促進計画策定に係る意見について」の所有者から鹿児島県地域振興公社への利用権設定を説明します。

6ページをお開きください。

1段目です。期間が令和8年5月1日から令和13年4月30日までの5年間、地目田、面積17,487平米、地目畑、面積40,101平米、合計面積57,588平米、利用権の設定をする者18人、受ける者1人です。

2段目です。期間が令和8年5月1日から令和18年4月30日までの10年間、地目畑、面積3,411平米、利用権の設定する者1人、受ける者1人です。

内訳については、7ページから8ページを詳細については9ページから33ページをご覧ください。

続きまして、鹿児島県地域振興公社から耕作者への利用権設定を説明します。

34ページをお開きください。

1段目です。期間が令和8年5月1日から令和13年4月30日までの5年間、地目田、面積17,487平米、地目畑、面積40,101平米、合計面積57,588平米、利用権の設定をする者1人、受ける者12人です。

2段目です。期間が令和8年5月1日から令和18年4月30日までの10年間、地目畑、面積3,411平米、利用権の設定する者1人、受ける者1人です。

内訳については、35ページを詳細については36ページから48ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

○議長

それでは「35ページの5番」以外について審議します。

皆さんから何か質疑等ありましたら、挙手でお願ひします。

(挙手無し)

○議長

無いようですので質疑を終了し、議案第13号「農用地利用集積等促進計画策定に係る意見について」の「35ページの5番」以外の採決をします。

原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議長

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、議案第13号「農用地利用集積等促進計画策定に係る意見について」の「35ページの5番」以外について、承認することに決定しました。

続きまして、「35ページの5番」について審議します。

農業委員会法第31条の「議事参与の制限」の規定によって、10番委員の退室を求めます。

(10番委員議場退室)

○議長

それでは、「35ページの5番」について、皆さんから質疑等がありましたら挙手でお願いします。

(挙手無し)

○議長

無いようですので質疑を終了し、これから議案第13号「農用地利用集積等促進計画策定に係る意見について」の「35ページの5番」の採決をします。

原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議長

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、議案第13号「農用地利用集積等促進計画策定に係る意見について」の「35ページの5番」は、原案のとおり承認することに決定しました。

10番委員の入室をお願いします。

(10番委員議場入室)

○議長

続きまして、日程第6、議案第14号「令和8年度標準農作業料金表について」を議題とします。議案説明を求めます。

○事務局

日程第6、議案第14号「令和8年度標準農作業料金表について」を説明します。資料は49ページから50ページです。

令和8年2月24日に農業委員会小委員会及び関係機関と協議を行いました。変更された箇所について説明します。

49ページをご覧ください。

金額の欄には令和8年度(案)と令和7年度の額と差額を記載しています。承認後は(案)を消した令和8年度の金額のみを記載します。

農作業料金についてです。

「ドローンによる薬剤散布」、「さとうきび」作業の一部と50ページの「水稻」の作業の一部を変更しています。西之表市農業振興公社の作業料金に合わせて変更しています。変更理由は、経費や人件費が高騰していることで受託組織や市の農業公社の経営を成り立たせるために、値上げはやむを得なかったということでした。

また「水稻」の作業の種類の変更については、表示されている作業と作業料金の単価がわかりづらいという意見があったため、市農業公社の作業に合わせる形で作業の種類を記載し、その作業の単価を表示することとしました。

以上で説明を終わります。

○議長

ただ今、事務局から説明がありました。

ただ今の説明に対して、質疑・意見はありませんか。ありましたら挙手でお願いします。

○7番委員

水稻のコンバインのところで、刈り取りと脱穀で10アール当たり14,300円、次の部分は乾燥だけで10アール当たり10,780円となっています。ということは、両方合わせたときに10アール当たり25,080円になるということですよ。令和7年度が22,000円ぐらいだったので、3,000円近く上がっているということですか。

○事務局

そうです。値上げになっています。

○7番委員

グレンタンクの方はまたそれにプラスされるということですね。グレンタンクまで合わせると10アール当たり30,000円弱になるということですね。

○事務局

そうです。

○議長

一貫作業はどうなりますか。

○事務局

一貫作業は、それぞれの作業を足してという形の方がわかりやすいとの話でしたので、このように記載しています。

○7番委員

今までの表記で悪くなかったんじゃないかなと思うのですけれども。

○議長

一貫作業があって、その中で作業を頼まない分の刈り取りとか乾燥とかの料金を書いた方がわかりやすいのではないかと思います。

他に質疑はありませんか。

(挙手無し)

○議長

無いようですので質疑を終了し、これから議案第14号「令和8年度標準作業料金表について」の採決をします。

原案に「水稻」の「コンバイン」の欄に1行プラスして一貫作業を追加するという

ことで承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議長

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、本案は「水稻」の「コンバイン」の欄に1行プラスして一貫作業を追加するということで承認することに決定しました。

続きまして、日程第7、議案第15号「令和8年度最適化活動の目標設定について」を議題とします。

議案説明を求めます。

○事務局

日程第7、議案第15号「令和8年度最適化活動の目標設定について」を説明します。資料は51ページから53ページです。

令和4年度から毎年度最適化活動の成果目標と活動目標を設定し、その実施及び目標達成状況を点検評価し、その結果を公表するとともに県知事に報告することになっています。

1番目の成果目標の設定です。まず、農業委員会の目標設定です。

①農地の集積に係る目標です。

目標設定については、県から公表された耕地面積で設定することとなっていて、資料作成時は耕地面積が公表されていなかったため、令和7年度の耕地面積で試算していました。総会資料発送後に県からの耕地面積について公表があり、再試算しましたので、数値の修正をお願いします。耕地面積が2,950ヘクタール、集積面積は、1,392.7ヘクタール、集積率が47.2%です。

それでは説明します。

市の基本構想において、令和12年までに集積率を70%に設定していますので、現時点での目標面積は耕地面積2,950ヘクタールの70%の2,107ヘクタールとなります。目標達成年が令和12年の5年なので5で割ると年間168ヘクタール集積することになります。この数字を使い、7年度の目標値に168ヘクタールを加えて、集積面積1,392.7ヘクタールの集積率47.2%と設定しました。

続きまして、②の遊休農地の解消に係る目標です。

アの既存の遊休農地の解消については、令和3年度の遊休農地の面積が79ヘクタールなので、これを令和4年から8年の5年で解消するというので、5で割って、年間15.8ヘクタールで、7年度と同じ目標で15.8ヘクタールを設定しました。

イの新規発生の遊休農地の解消は、前年度の利用状況調査で新たに判明した遊休農地の全てを解消して、新たな遊休農地を増やさないということで、7年度の遊休農地の新規発生が56ヘクタールなので、8年度は56ヘクタールを目標としました。

52ページをご覧ください。

③新規参入に係る目標です。

新規参入者に対する貸付等の同意取得農地面積が、令和4年度から令和6年度の権利移動の平均の1割以上ということで、権利移動面積の平均が111ヘクタールなので、その1割の11.1ヘクタールを目標としました。

次に推進委員等の担当区ごとの目標設定です。

ここで言う推進委員等とは、農業委員と農地利用最適化推進委員のことです。

担当地区ごとに集積状況、遊休農地の状況が異なりますので、大字の面積で振り分けさせていただきました。委員ごとの一覧を別紙に示していますので、ご覧ください。次に2番の活動目標の設定です。

(1) 推進委員等が適正化活動を行う日数で、7年度と同様の10日を目標とします。

次に(2)の活動強化月間の設定で3回以上設定することになっています。7年度と同様の目標としています。

あと新規参入相談会への参加ということで、目標は、県、市が実施する新規参入相談会に推進委員等が1名以上参加していただくこととなります。県が主催の会に会長が指導農業士として参加することとなります。

最後に目標に向けた取り組みについてですが、利用状況調査、意向調査の実施後、地図に意向調査の結果を記入します。それを基に遊休農地の解消と集積を行っていただく流れとなります。

なお、目標設定をしないと交付金事業が採択されないことをご理解ください。

以上で説明を終わります。

○議長

ただ今、事務局から説明がありました。

少し難しいところがありましたけれども、ただ今の説明に対して、質問・意見はありますか。

(挙手無し)

○議長

無いようですので質疑を終了し、これから議案第15号「令和8年度最適化活動の目標設定について」の採決をします。

原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議長

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、原案のとおり承認することに決定しました。

以上をもちまして本日の議事は終了しました。

なお、農業委員会法第14条及び第24条において、農業委員、推進委員は、「職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。」となっていますので、ご注意ください。

会 長 _____ 印

6 番 委 員 _____ 印

7 番 委 員 _____ 印